

物 件 調 査 書

物件番号 002

作成日 平成29年4月27日

所在地		広島県安芸高田市吉田町常友字岩之城1374番2					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地	962.24 m ²			工作物	一式
						立木竹	—
登記簿	地番	1374番2					
	地目	宅地					
	数量	962.24m ²					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		南東側 北東側	舗装市道 未舗装市管理道路	幅員約 幅員約	5.6~5.9 m 0.8 m	(法第42条第1項第1号道路) (法外道路)	
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条・第23条・第24条（屋根不燃区域等） 下水道法第9条（公共下水道供用開始区域）						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		有	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	バス	備北交通バス 青迫停留所の 南東方 約0.4km 徒歩5分					
公共施設	安芸高田市役所		吉田小学校		吉田中学校		
参考事項	別紙を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【売却物件の補足説明】

- ・売却物件には、工作物「囲障（コンクリートブロック塀 長さ約114.5m）」が含まれる。
- ・本コンクリートブロック塀は、建築基準法施行令第62条の8の基準に適合しているか不明である。同法への適合又は取壊しを求められる場合があり、その際は購入者の負担となる。建築基準法に係る取扱いについては、安芸高田市建設部管理課（電話0826-47-1201）へお問い合わせください。

【「供給処理施設の概要」欄の補足説明】

- ・公営水道は、南東側接面道路内に公設管（200mm）が敷設されており、本地に引込まれている（口径25mm）。詳細は安芸高田市建設部上下水道課（電話0826-47-1203）へお問い合わせください。
- ・公共下水道は、南東側接面道路内に公設管（150mm）が敷設されているが、本地へ引込みはされていない。引き込む際には、個人負担で公共樹の設置を必要とし、別途受益者負担金が賦課される。詳細は安芸高田市建設部上下水道課（電話0826-47-1203）へお問い合わせください。

【越境物】

- ・本地のコンクリートブロック塀の一部が、南東側接面道路に越境している。
- ・本地のコンクリートブロック塀が、北東側及び南西側隣接地に越境している。
- ・上記越境物については、将来改築等を実施する際に、所有者において撤去または移動する旨の確認書を隣接地所有者と取り交わしている。

【地下埋設物等】

- ・本地南西側敷地内には、地下埋設物（鋼矢板）が残存している。当該地下埋設物（鋼矢板）は、浄化槽を撤去する際に設置したものであり、浄化槽撤去後、当該鋼矢板の引抜きによる隣接地への影響を与えないために、家屋に近接した区間について存置しているものである。
- よって、売買契約書には当該地下埋設物についての特約条項が付される。（詳細については、本入札案内書「5. 特約条項等」参照。）当該地下埋設物については、中国財務局管財部統括国有財産管理官（第二部門）の閲覧資料を確認してください。

【電柱等】

- ・本地北西側上空を中国電力（株）所有の電柱上部袖及び電線が通過している。移設等については中国電力（株）カスタマーセンター（電話0120-513-466）へお問い合わせください。

【その他】

- ・本地は北東側接面道路より約0.4m高く、北西側隣接地より0～0.3m低く、南西側隣接地より0.3～0.6m低い。

案内図



明細図

